

平成二十六年五月十三日受領
答弁第一五〇号

内閣衆質一八六第一五〇号

平成二十六年五月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出いわゆる袴田事件に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出いわゆる袴田事件に関する第三回質問に対する答弁書

一について

先の答弁書（平成二十六年四月二十五日内閣衆質一八六第一二五号。以下「前回答弁書」という。）は、法務省刑事局において起案し、同省においてしかるべく決裁を経た上で、内閣として決定したものである。

二について

先の質問主意書（平成二十六年四月十六日提出質問第一二五号）三においてお尋ねの「右の経緯につき、政府、特に法務省、検察庁として調査をしているか。」については、現在再審請求審係属中の事件に関わる事柄であり、これを公にすることは、裁判所に予断を与えることなどから、前回答弁書一から三までについてのとおり答弁したものである。

三について

お尋ねの「上級庁」は、最高検察庁及び東京高等検察庁である。

四について

御指摘の即時抗告については、静岡地方検察庁検察官により行われたものと承知しているが、その氏名

については、今後の捜査・公判活動等に支障をもたらすおそれがあり、お答えすることを差し控えたい。